

京都市立近衛中学校

PTA 会則



規 約
役員・委員選出規則

【保存版】

近衛中学校 校歌

平井 乙磨 作詞

中井 良一 作曲

1. 静かなる森の こだま返りて

日々新たなる 文化競うよ

幸多く夢ぞ 若やぐちまた

学の町吉田 建つは母校

2. 火と燃ゆる希望 深くたたえて

ひたむきに求め やまぬ心よ

如意岳比叡 遥かしのぎて

励み持て行くは 近衛の健兒

3. あふるる泉よ 満ちくる力

きたえし身体よ わきくる自身

皆力合わせ 築かん校史

誇りあれ母校近衛中学

誇りあれ母校近衛中学

近衛中学校P T A規約

第1条 名称・事務所

本会は近衛中学校P T Aと称し、事務所を京都市立近衛中学校(以下本校と称す)内に置く。

第2条 目的と活動(事業)

1. 目的

本会は、本校の自主自律の精神にのっとり、生徒の幸福と健全な成長を図り、生徒各人の持っている無限の可能性を高め、保護者と教職員が協力して学校・家庭及び地域社会における教育環境の改善充実に努め、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。

2. 活動(事業)

本会は前記目的の実現のため、次の事業に関する活動を行う。

イ. 学校と家庭との連絡を密にし、P T A活動を活発にする事項。

ロ. 会員の親睦と教養を高めるための各種の会合・研修会開催等、文化活動に関する事項。

ハ. 生徒及び会員の保健・衛生・体力向上、交通安全などに関する事項。

二. 地域の環境改善充実を図るための活動に関する事項。

ホ. 他校P T A等と連携し、教育・文化の向上に寄与する事項。

第3条 会員

1. 本会の会員は本校生徒の保護者及び教職員とする。

2. 保護者にあっては次の事項は世帯を単位とする。

イ. 会費の納入

ロ. 総会の議決権(成立要件含む)

ハ. 選挙権

3. 会員は所定の会費を納めなければならない。

4. 本会への入会は任意とする。

会員の権利は卒業時まで自動継続される。ただし、途中入会および退会を申し出ることができる。

第4条 役員の役職

1. 本会に置く役員の役職はつぎの通りである。

イ. 会長 1名

ロ. 副会長 3名

ハ. 庶務 5名(うち教職員1名)

二. 会計 3名(うち教職員1名)

ホ. 会計監査 2名

尚、若干名の人員増減を防げない。

2. 役員の役職の任務はつぎの通りである。

イ. 会長 本会の代表者であって会務を統括し、必要に応じて役員会・運営協議委員会・クラス委員会・定時及び臨時総会を召集し、議決事項を執行する。

ロ. 副会長 会長を補佐し、会長が支障あるとき、その代行をする。

- ハ. 庶務 議事を記録整理し、各種の通知を発行する等の庶務を行う。
- 二. 会計 会計事務を行う。
- 木. 会計監査 その年度の会計及び活動（事業）を隨時監査し、総会に監査報告をする。
3. 役員の選出及び任期はつきの通りである。
- イ. 役員の選出は選挙により行う。ただし庶務、会計のうち教職員の選出は別に定める方法による。
- ロ. 役員の任期は1年とし、総会の選挙で選出される。
- ハ. 役員の再選は妨げない。但し、同一役員の同一役職の任期は2年迄とする。
- 二. 役員に欠員を生じ、運営協議委員会でその補充の必要を認めた時は、臨時に別に定める方法による補欠選挙を行うことができる。補欠による役員の役職の任期は、前任者の残りの期間とする。

第5条 委員会

1. 委員会の設置

- イ. 本会に1年、2年、3年の各学年、地域家庭教育、広報の5委員会を置く。
- ロ. これらの委員会を構成する委員をクラス委員と称す。
- ハ. クラス委員（保護者）は各クラスより選出する。
- 二. 各委員会の構成には、教職員間で互選された教職員1名を含む。
- 木. 本会に必要に応じ特別委員会を設置することができる。

2. 委員会の任務と任期

- イ. 1年、2年、3年の各学年委員は各学年担任団と連絡を密にし、学校学年の諸問題の解決に協力する。
3年学年委員は同時に卒業対策委員会も担当する。
- ロ. 地域家庭教育委員会は学校の生活指導に協力して、生徒の校外生活の向上、環境改善充実、地域・家庭教育の向上に努めると共に、地域における各委員間の連携と親睦を図る。
- ハ. 広報委員会は会報「このえ」の編集及び発刊をはじめとした本会の広報活動にあたる。

二. クラス委員の任期は1年とする。

3. クラス委員総会

- イ. 会長はクラス委員を招集して、年1回以上クラス委員総会を開催する。
- ロ. クラス委員総会はクラス委員の委員会への所属、委員の互選による正副委員長の決定を行う。

第6条 企画運営委員会

1. 企画運営委員会は本会の役員、各委員会の正・副委員長、校長、教頭、教務主任によって構成する。
2. 企画運営委員会の任務
- イ. 各委員会の立案した活動（事業）の計画及び議案を審議検討する。
- ロ. 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
- ハ. 次期総会の計画をする。
- 二. 必要に応じて特別委員会を設ける。
- 木. その他総会において委任された事務を処理する。
3. 企画運営委員会はおおむね毎月1回開き、会務の報告及び事業について意見交換を行う。

第7条 総会

1. 総会は本会最高の議決機関であって、役員の選出・事業計画・予算・事業報告・決算その他、重要事項を審議・決定する。また、事業・会務・会計監査などの報告事項を審議・承認する。
2. 総会は、年1回以上開く。
3. 総会は会員の十分の一以上の出席をもって成立する。（委任状は有効とみなされる。）
4. 総会を開くには、少なくとも3日前に議事内容を明示して、全会員に通知する。
5. 議事・議決は多数決による。可否同数の時は議長が決定する。
6. 議長は各総会において選出する。
7. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求がある時に開く。但し、この場合は3日前に議事内容を明示し、全会員に通知しなければならない。

第8条 会計

1. 本会の経費は会費その他による。
1. 会費は教職員1名（年額3,000円）保護者1世帯につき年額3,080円（メール代80円含む）とし、年度途中の入退会の場合は月割による。但し、特に必要がある場合、減額または免除することがきる。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 規約改正

規約の改正は総会で出席者の3分の2以上の賛成により行うことができる。

第10条 リコール制

役員や委員の中に不適格者のあるときは過半数の会員の賛成により解任することができる。

第11条 附則

本規約は2022年3月7日より実施する。

（1986年 2月 7日改正）

（1987年 12月 15日改正）

（1988年 12月 9日改正）

（1995年 3月 4日改正）

（1996年 3月 2日改正）

（2003年 3月 7日改正）

（2005年 5月 18日改正）

（2008年 3月 7日改正）

（2019年 3月 6日改正）

（2020年 3月 2日改正）

（2021年 3月 2日改正）

（2022年 3月 7日改正）

近衛中学校P T A役員・委員選出規則

(2020年7月改正)

規約に基づく役員の選挙ならびにその候補者とクラス委員の選出について必要な事項については以下のとおり定める。

第1条 役員の選出

1. 役員の選出は第2条に定める候補者のなかから、規約に基づき総会において選挙により行う。
2. 投票は連記無記名秘密投票にとし、高点得点者から定数までを当選とする。
3. 補欠選挙を行う場合で、候補者が定数内の場合にかぎり、総会の場以外での会員による直接選挙による信任投票とすることができます。

第2条 候補者の種類

1. 立候補者 自ら立候補した会員で、本人が届け出る。
2. 推薦候補者 5名以上の会員が推薦し、推薦者連署の上、本人の同意捺印を得て代表者が届け出る。
3. 指名候補者 役員候補者指名委員会が指名した者で、同委員会が届け出る。

第3条 役員選挙管理委員会（以下選挙管理委員会と称す）の設置

1. 選挙管理委員会は、役員の選挙を行うための特別委員会として運営協議委員会の承認を得て、保護者より3名、教職員より1名を会長が委嘱する。
2. 選挙管理委員会は、役員選挙に関する事務を担当し、役員確定後は解散する。

第4条 役員候補者指名委員会の設置

1. 会員の積極的な活動参加を促し、幅広い人材を公正に得る目的で運営協議委員会の承認を得て特別委員会として役員候補者指名委員会（以下指名委員会と称す）を設けることができる。
2. 役員候補者の指名方法は、指名委員会が決定する。
3. 指名委員会は、役員候補者本人の同意を得て定数内で指名する。
4. 指名委員会は、役員確定後は解散する。

第5条 クラス委員の選出

1. クラス委員は、年度ごとに各クラス4名を保護者より選出し、これに教職員より互選の委員会数の委員を加える。ただし、不測の事態などによる委員の選出人数の変更等を、本部役員会にて審議し決定する。
2. 前項の選出にあたっては、クラスごとに話し合いによる選出を基本とする。ただし、年度当初の事情等によりこれによりがたい場合で、会員からの立候補、本人同意にもとづく推薦がない、または立候補者がクラスの定数に満たない場合は、クラスごとに投票し、選出する。ただし選出された者が、より適任とみられる会員を本人の同意のもとに推薦し、その会員をクラス委員とすることができます。

3. 前記の投票にあたっては、すでに役員・クラス委員として確定している者などは除き、生徒1人につき、3年間で1回を目処に重複して選出されることの無いよう、配慮する。
4. 投票の実施にあたっては、地域(小学校区)による著しい片寄りや、名簿の搭載順等による差異を極力回避するよう常に十分に配慮する。
5. クラス委員の選出後や選出過程で欠員やクラス変更等を生じた場合の委員の選出方法の変更等については会長が判断し、運営協議委員会で承認を得、総会に報告しなければならない。

第6条 役員のうち庶務、会計の教職員は学校の推薦に基づき総会で承認する。

P T A 慶弔内規 (2003年4月改正)

	教 職 員	保護者	生 徒
弔事 (香典)	本人 5,000円 配偶者 3,000円 同居の父母 3,000円	5,000円	5,000円
弔事 (棺)	一対 (またはこれに順ずるもの)		
慶 事	慶事その他について特別な場合はそのつど運営協議委員会または役員会で協議する。		
連 絡	学校 → 庶務 → 役員会		

近衛中学校PTA組織図

2022年4月現在

